

記入上の注意

1 あなたの住んでいる住宅は持ち家ですか借家ですか

○「持ち家」とは、そこに居住している世帯が所有している住宅をいいます。登記がまだすでない場合や、分割払いの分譲住宅などで支払いの完了していない場合は「持ち家」とします。

○「公団」とは「日本住宅公團」をいい、「公社」とは都道府県や市町村の「住宅公團」、「開発公社」、「住宅供給公社」などをいいます。

○「持ち住宅」には、社宅・公務員住宅などのはか会社または雇主が借りている住宅にその従業員が住んでいる場合も含めます。

2 この住宅の建築の時期はいつですか

○増築しや改修をした場合でも、はじめに建てた時期を記入します。

3 (ア) この住宅の給水設備はつぎのどれにあたりますか

○井戸水を動力ポンプでタンクにあげ、2戸以上の住宅に導管で給水している場合は「1水道」とします。

4 この住宅の延べ面積は何平方メートルですか

○営業用に使用している部分、たとえば店や事務室の部分、農家の上間などの面積は含めます。

○別むねの倉庫、作倉所などの建物は除きます。

○坪を平方メートルに換算する場合は、1坪を3.3平方メートルとして換算します。

5 この住宅の敷地は所有地ですか借地ですか

○登記とは関係なく記入します。

○アパートなど共同住宅で、居住世帯が敷地を共同所有している場合は「所有地」とします。

6 (イ) この住宅の敷地を買ったり借りたりしたのはだれからですか

○仲介者ではなく敷地を買ったり借りたりした相手方を記入します。

7 (ア) 昭和39年1月以降、あなたの世帯で使用するために修理をしましたか

○他の世帯に使用させるために増築をした場合は「2しない」とします。

13 世帯人員(世帯主を含む)は何人ですか

○10月1日前後にたまたま不在の人でも、その世帯の世帯員に含めます。長期不在の人やたまたまそこに泊まっていた人は含めません。

14 ○居住室は何室ですか

○居住室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎など居住用の室をいいます。

○廊下などの括り室も含めます。

○ダイニング・キッチン(食事兼収納)は、居住室に含めますが、洗濯を除いた部分が3畳未満の広さの場合は含めません。

○玄関・台所(炊事場)、便所、浴室、廊下などは含めません。

○営業用に使用している部分、たとえば店や事務室の部分、農家の土間などは含めません。

15 その居住室の畳数は全体で何畳ですか

○畳をしない別の居室の畳数は、3.3平方メートルあたり2畳の割合で計算して畳数に含めます。

○ダイニング・キッチンは洗濯の部分を除いて計算します。

16 勤めているのですか自分で事業を経営しているのですか

○部長、課長などの役付き職員は「4会社・団体・公社の役員、理事などの役員」ではなく、「1法人または「2」の該当するほうに記入します。

○「5 自営業」には、「個人経営の商店主、工場主、農業主のほか、開業医、弁護士、歯科医、歯科なども含めます。

17 どんな仕事をしていますか

○会社員、公務員などのような書類方でなく、つぎの例のように記入します。

文書整理事務、印刷工、豆腐製造、時計の修理、農耕者、タクシー運転手、守衛、小売店主、弁護士、会社取締役、会計課長

18 自宅から通勤先までの通勤時間は何分ですか

○徒歩およびバス、電車などふだん利用している交通工具の所要時間の合計を記入します。

19 現在の住居に入居した時期はいつですか

○既居が建てかえられたものである場合には、建てかえ前の住居に入居した時期を記入します。

調査票

昭和 年10月1日

総理府統計局

住宅統計調査についてのお願い

10月1日には、全国的に住宅統計調査が行なわれます。この統計調査は住宅関係の施策にもっとも必要な統計をつくるための調査で、5年ごとに実施されています。今頭は第1回目になります。

2、3日中に調査員がこの調査票を期に伺いますから、それまでに調査票の「世帯主記入欄」に記入しておいてください。

この調査票に記入されたところからは、統計をつくるためにだけ使われるもので、税金やそのほかの目的に使うことは法律でかたく禁じられていますから、ありのままを、記入ください。

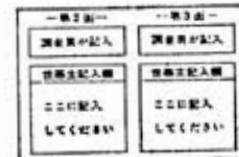
調査票の記入について

1 調査票は、世帯ごとに1枚作成してください。

2 世帯で記入していただく箇所は、つぎのとおりです。

一般の世帯の場合は、第2面と第3面の「世帯主記入欄」に記入してください。

アパートなど共同住宅の1室に1人で住んでいる人も、第2面と第3面に記入してください。

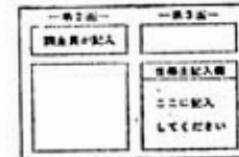


つぎのようないくつかの場合は、第3面の「世帯主記入欄」に記入してください。

① 家族のある同居供借または家族といっしょに下宿している世帯

② 家族といっしょに住み込んでいる営業使用人の世帯

③ 家族といっしょに寄宿舎、寮などに住んでいる世帯

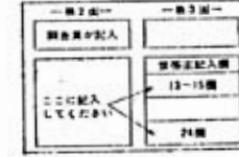


つぎのような人の場合は、その人たちだけをまとめて一つの世帯とし、第3面の13、14、15欄と24欄に記入してください。

① 単身で下宿または同居している人

② 単身で住み込んでいる営業使用人

③ 単身で旅宿者、独身寮などに住んでいる寄宿人、寮生



3 記入のしかたは、つぎのとおりです。

数字をつけて答えを示してある欄では、あてはまる答えの数字をまるで印してください。
わくで答えを書く場所を示してある欄では、わくのなかに答えを記入してください。

